

もうかる漁業創設支援事業実施要領

	20水管第2906号
	平成21年4月1日
	水産庁長官通知
一部改正	21水管第480号
	平成21年5月29日
	24水管第265号
	平成24年4月20日
	24水管第1057号
	平成24年7月25日
	24水管第2282号
	平成25年2月26日
	25水管第2164号
	平成26年2月6日
	26水管第2193号
	平成27年2月3日
	27水推第1072号
	平成28年1月20日

第1 実証事業の実施

水産業体质強化総合対策事業実施要綱（平成21年4月1日付け20水漁第2746号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第3の1の（2）のアに基づく実証事業の実施は、水産庁長官が別に定めるところによるほか、以下によるものとする。

1 実証事業の趣旨

（1）改革型漁船等の収益性改善の実証事業

改革型漁船等の収益性改善の実証事業は、以下の実証の取組を行うことにより、地域・グループの漁業者の新しい操業・生産体制への転換を促進しようとするものである。
ア 省エネ、省人、省力化型の改革型漁船、協業化等新しい操業体制の収益性を実証
イ 新魚種の導入等の新たな養殖業の生産体制について収益性を実証

（2）漁船等の収益性回復の実証事業

漁船等の収益性回復の実証事業は、以下の実証の取り組みを行うことにより、償却前利益を確保できる操業・生産形態へ転換を促進しようとするものである。
ア 漁業の用に供する燃料（以下「漁業用燃料」という。）使用量の10%以上の削減及びその他のコスト削減と付加価値向上を確保する操業の実証又は3%以上の生産性向上させる操業の実証
イ 遠洋漁業等の外国漁船と直接競合する漁業における操業手法や流通のあり方などの抜本的な変革を行い、将来にわたり安定した漁業収益を確保する新たな操業の実証

ウ 海外漁場における我が国の権益を確保し、我が国漁業者の国際漁場における競争力を強化するための途上国での合弁事業の実証

エ 遠洋底びき網漁業の中長期的な安定を図る観点から、海外における新規漁場を確保するための操業体制の実証

オ 養殖業の生産から流通にわたる抜本的な見直しを行い、飼料の高騰等経営環境の変化に対応し、3%以上の生産性を向上させつつ持続的に経営できる経営体への転換を実証

(3) 資源管理又は国際漁業再編対策の実施に伴う他魚種転換等の経営多角化の実証事業

資源管理又は国際漁業再編対策の実施に伴う他魚種転換等の経営多角化の実証事業は、強度の公的資源管理措置が導入される場合であって、そのような措置で影響を受ける地域の漁業者グループ又はさけ・ます流し網漁業の再編整備に関する基本方針（平成27年1月15日付け27水管第1735号農林水産事務次官依命通知）の対象となる漁業者が取り組む、改革型漁船、協業化、漁獲対象種の多角化や転換（他の漁業種類との兼業を含む。）、養殖業への新たな取組、加工流通手法の改善による付加価値向上等により、新たな操業体制への転換を促進しようとするものである。

なお、実施要綱第3の1の（2）のアの（ア）に規定する助成金とは、以下に定める基金（運転経費等助成金）及び補助金（用船料等補助金）のことを行う。

2 事業の内容

- (1) 事業実施者（実施要綱第3の1の（2）のアの（ア）に規定する「地域協議会が選定した水産業協同組合等」をいう。以下、当該事業に関し同じ。）は、公募により実証事業に用いる漁船又は養殖生け簀等（以下「漁船等」という。）を選定し、その所有者又は使用者（以下単に「所有者等」という。）と別添1-1のもうかる漁業創設支援事業用船料等算定基準又は別添1-2のもうかる漁業創設支援事業養殖生産契約料等算定基準（以下「用船料等算定基準」という。）に基づき、用船契約等又は養殖生産契約等（以下「用船契約等」という。）を締結するものとする。ただし、事業実施者自らが所有する漁船等を使用し、認定改革計画に基づいて、改革型漁船等の収益性改善、漁船等の収益性回復又は資源管理に伴う他魚種転換等の経営多角化の実証事業に取り組む場合にはこの限りではない。
- (2) 事業実施者又は用船契約等を締結した所有者等は、新しい操業・生産体制による漁獲又は養殖、水揚げを行い、事業実施者は出荷等を行うものとする。
- (3) 実証事業における漁船の運航に要する燃油、資材、販売管理その他実証事業を行うために必要な経費又は養殖生産に要する餌、種苗、核、燃油、資材その他実証事業を行うために必要な経費については、事業実施者が直接支払うものとする。ただし、事業実施者と所有者等で別途取り決めた場合はこの限りではない。
- (4) 実証事業における漁獲物及び養殖生産物（以下「漁獲物等」という。）は、事業実施者が認定改革計画に基づいて販売するものとする。所有者等は、漁獲物等について認定改革計画に基づく善良な品質管理をしなければならないものとする。
- (5) 事業実施者は、事業期間の終了後及び全ての事業終了後、損益計算を行うとともに認定改革計画の内容と比較・検証した実証の結果を取りまとめ、認定改革計画の参加者等に対して普及・啓発を図るものとする。

3 事業期間

- (1) この事業の1事業期間は、漁業（養殖業を除く。以下同じ。）にあっては原則1年以内とし、養殖業にあっては養殖の開始から出荷までとする。ただし、1航海当たりの航海日数が長期にわたるなどの理由により、それにより難い場合には、事前に水産庁長官と協議の上定めることができるものとする。
- (2) この事業は、漁業にあっては事業を開始した日から起算して3年を超えて実施することはできないものとする。ただし、強度資源管理タイプ（資源管理指針・資源管理計画作成要領（平成23年3月29日付け水産庁長官通知）の別紙3の強度資源管理タイプの基準をいう。以下同じ。）に該当しない漁船等の収益性回復の実証事業にあっては2年を超えて実施することはできないものとする。
- (3) この事業は、養殖業にあっては事業を開始した日から起算して3事業期間（漁船等の収益性回復の実証事業にあっては、2事業期間）を超えて実施することはできないものとし、3事業期間の合計は事業を開始した日から起算して5年（漁船等の収益性回復の実証事業にあっては、4年）を超えることはできないものとする。

4 販売代金の管理等

- (1) 事業実施者は、事業期間中の漁獲物等の販売に係る代金（通常の操業で発生する漁獲物販売代金等の収入及びその他の収入をいう。以下同じ。）を必要な助成金の返還に充てるため、事業期間毎の特別勘定を設け、その全額を繰り入れることにより管理するものとする。
なお、事業期間中にあっても当該勘定に繰り入れられた漁獲物等の販売に係る代金を事業の支払いに充てることができる。
- (2) 第1の1の(1)のアのうち、次に掲げるいずれかの者と用船契約等を締結し、総トン数が20トン未満の漁船を用いる場合であって、3%以上の生産性を向上させる操業の実証に取組む場合（以下、「沿岸漁業版」という。）は、事業実施者の指定した口座に漁獲物等の販売に係る代金として振り込まれた金額を(1)に規定する事業期間中の漁獲物等の販売に係る代金とすることができる。
 - ア 三者以上の漁業者による協業体（三者以上の漁業者がその営む漁業の全部又は一部を共同して経営するために、三隻以上の漁船を用いて漁業を営み、かつ、漁業者の半数以上が55歳以下（ただし、55歳以下の後継者がいる漁業者は、55歳以下とする。）のものに限る。）
 - イ 新規就業者（新たに漁業経営を開始する者であり、かつ、45歳以下の者であって、他に使用する漁船がない者（ただし、他の漁業経営者の後継者である場合を除く。）に限る。）又は当該新規就業者による協業体
- (3) 助成金の返還後におおむね該当する場合に残った資金については、乗組員及び養殖業者等へのインセンティブのための報奨金を含め、地域プロジェクトに活用するものとする。

5 事業の中止等

次に掲げるいずれかに該当する場合には、水産庁長官は、事業主体及び事業実施者に対し

て事業の中止を命じることとする。この際、中止を命じた要因が発生した時点を含む全ての事業期間において既に支払をしていた助成金の全部又は一部について返還を命じることとする。

- (ア) 所有者等が漁業経営の中止をしたとき
- (イ) 事業実施者と所有者等が用船契約等を解除したとき
- (ウ) 事業実施者が水産庁長官又は事業主体に対して虚偽の報告を行ったとき
- (エ) 事業実施者がこの実施要領に定める報告書及び水産庁長官又は事業主体から求められた証拠書類等の提出を拒んだとき
- (オ) その他水産庁長官が事業を継続することが不適当と判断したとき

6 手続等

(1) 事業実施計画の承認等

ア 事業実施者は、事業期間ごとに用船料等算定基準に基づき用船料等又は養殖生産契約料等（以下「用船料等」という。）を算出して所有者等と用船契約等を締結するものとする。

イ 事業実施者は、この事業を実施しようとする場合には、事業期間ごとに別紙様式第1-1号（養殖業に係る実証にあっては別紙様式第1-2号）によるもうかる漁業創設支援事業実施計画に用船契約書等（案）又は養殖生産契約書等（案）を添付の上、事業主体を経由して水産庁長官に提出し、その承認を受けるものとする。

ウ 水産庁長官は、次の要件が満たされていると認める場合には、当該実施計画を承認するものとする。

- (ア) 認定改革計画に沿った内容であること
- (イ) 1から5までに規定された内容を満たしていること
- (ウ) 用船契約等において、事業実施者が、所有者等に対して、乗組員又は養殖業者が操業又は生産に最善の努力を払うよう管理する義務を課すとともに、操業又は生産状況が好ましくないと判断した時は用船契約等を解除することを定めていること
- (エ) 助成金の対象とする費用が第2の1の規定に合致していること
- (オ) 実証に用いる用船料等が、算定基準に合致していること
- (カ) 事業実施者及び所有者等が適格性を有していること
- (キ) 当該事業を実施する上で漁業調整上、資源管理上支障がないこと

エ 事業実施者は、ウの承認を受けた実施計画を変更する場合には、イ及びウに準じて処理するものとする。ただし、別添2-1及び別添2-2に定める助成金対象経費であつて承認された総経費の30%以上の増減を伴わない軽微な計画の変更を行おうとする場合には、事前に水産庁及び事業主体と協議の上、速やかに水産庁長官へ報告することで足りるものとする。

(2) 実施状況の報告等

ア 事業実施者は、国の会計年度終了後及び毎事業期間終了後60日以内に、別紙様式第2-1号（養殖業に係る実証にあっては別紙様式第2-2号）により実施状況報告書を作成し、事業主体を経由して水産庁長官に提出するものとする。

イ 事業実施者は、認定改革計画の策定期間中、認定改革計画に基づく事業年度の終了後

60日以内に収益状況等について、別紙様式第3号（1から4事業期間終了毎）及び第4号（5事業期間終了時）により実証結果報告書を作成し、事業主体を経由して水産庁長官に提出するものとする。

第2 助成金の交付等

実施要綱第3の1の（2）のアの（ア）に規定する助成金については、その交付は以下によるものとし、費用の範囲は、別添2-1（養殖業に係る実証にあっては別添2-2）のとおりとする。

1 運転経費等助成金及び用船料等補助金の申請

- (1) 事業実施者は、第1の6の（1）のイの承認を受けたときは、別紙様式第5により1事業期間における運転経費等助成金及び用船料等補助金の交付申請計画を作成し、事業主体に提出するものとする。
- (2) 事業主体は、事業実施者から、助成金交付申請計画書の提出があった場合には、その内容を確認し、妥当であると認められるときは、事業実施者に対して別紙様式第6号により当該助成金交付申請計画書の内容を了承する旨の通知を行うものとする。この際、特に第1の3の（1）のただし書きにより1事業期間が1年を超える場合については、漁業構造改革総合対策事業助成勘定の資金状況を十分に勘案するものとする。
- (3) 事業実施者は、（2）で了承を受けた助成金交付申請計画を変更する場合は、（1）及び（2）に準じて処理するものとする。

2 運転経費等助成金の交付等

- (1) 第2の1の（1）により事業実施者が助成金交付申請計画を作成し、事業主体に提出する際、最初に交付申請ができる額は、当該事業期間の助成金の所要額の2割以内の額とするが、1航海当たりの航海日数又は養殖の開始から出荷までの日数が長期にわたるなどの理由により、それにより難い場合には、事前に水産庁及び事業主体に協議するものとする。
- (2) 事業実施者は、第2の1の（2）で了承された助成金交付申請計画に基づき、この事業に要する経費について別紙様式第7号により概算払を請求することができるものとする。
- (3) 事業主体は、了承した助成金交付申請計画書に基づき事業実施者から概算払請求書の提出があった場合には、水産庁と協議の上、これに基づき助成金を交付することができるものとする。
- (4) 事業実施者は、この事業の実施に充てるための特別会計を設け、事業主体から助成金の交付を受けた場合には、この特別会計に繰り入れて管理するものとする。
- (5) 事業実施者は、国の会計年度終了後及び1事業期間の事業終了後、別紙様式第8号の助成金精算報告書に第1の6の（2）のアの実施状況報告書を添付して事業主体に提出するものとする。
- (6) 事業主体は、事業実施者に交付した助成金が適切に使用されているか確認するため、定期的に事業実施者に対して監査を行うものとする。また、水産庁長官は、事業主体に対

し、監査の状況及びその結果の報告を求めるものとする。

3 運転経費等助成金の額の確定

- (1) 事業主体は、第1の6の(2)のアに基づき事業実施者から提出された実施状況報告書の内容を審査し、適切と認められたときは、運転経費等助成金の額を確定し、別紙様式第9号により当該確定した額（以下「確定額」という。）を事業実施者に対して通知するものとする。
- (2) 事業主体は、事業実施状況報告書の内容を確認するために必要と認めたときは、事業実施者に対してこの事業に係る証拠書類の提出を命じることとし、事業実施者は、これに応じなければならない。
- (3) 運転経費等助成金の返還
運転経費等助成金は確定額を事業実施者が全額返還するものとする。ただし、災害、事故その他特別の事情がある場合にあっては、事業主体が水産庁長官に協議し、水産庁長官が認めた額を返還すべき助成金の額とする。

4 用船料等補助金の交付等

- (1) 事業実施者は、概算払いにより助成金の交付を受けようとする場合には、別紙様式第7号の概算払請求書により請求するものとする。
- (2) 事業主体は前項の請求があった場合には、水産庁と協議の上、これに基づき助成金を交付することができるものとする。
- (3) 事業実施者は、事業終了後、事業主体に対して別紙様式第8号の精算払報告書により助成金の請求を行うものとする。
- (4) 事業主体は、第1の6の(2)のアに基づき提出のあった実施状況報告書の内容を審査し、適切と認められた場合には、助成金の額を確定し、別紙様式第9号により事業実施者に通知するとともに、(3)の規定に基づく請求に係る助成金を交付するものとする。
- (5) 事業主体は事業実施者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が概算払いにより交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。
- (6) 前項の助成金の返還は、事業主体が事業実施者にした助成金の返還命令の日の翌日から起算して20日が経過した日までの間に行わなければならない。
- (7) 事業主体が事業実施者に対し(5)の命令をしたときは、事業主体は、その返還すべき助成金に係る納付期限の翌日からその完納の日の前日までの期間の日数に応じ、年10.95%の割合を乗じた遅延金を徴収するものとする。ただし、遅延金について一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- (8) 事業主体は3事業期間（強度資源管理タイプに該当しない漁船等の収益性回復の実証事業にあっては、2事業期間）の漁獲物等の販売に係る代金の総額が別添2-1（養殖業に係る実証にあっては別添2-2）により算定される事業経費の総額を上回った場合は、以下の算式により得られた金額を国に納付するものとする。
(販売代金の総額 - 事業経費の総額) × 用船料等補助金の確定額 / 用船料等補助金の対象経費の総額)

ただし、納付額が用船料等補助金の確定額を超える場合には当該確定額が納付額になる。

第3 その他

- (1) 事業実施者は、所有者等と協議の上、所有者等又は契約漁業者に事業に必要な経費の一部を負担させることができるものとする。
- (2) 事業主体は、この事業の適切な実施のため、この実施要領に定めるもののほか、水産庁長官の承認を得て定める諸規程に基づいて行うものとする。

附則

この要領の施行前に申請のあった事業については、なお従前の例による。

附 則（平成27年2月3日26水管第2193号）

- 1 この要領は、平成27年2月3日から施行する。
- 2 この要領の施行前に認定を受けた改革計画に基づく事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとし、改正後の第1の6の(2)の実施状況の報告等に関する規定は、当該事業についても適用するものとする。

附 則（平成28年1月20日27水推第1072号）

この要領は、平成28年1月20日から施行する。

【様式第1－1号】

もうかる漁業創設支援事業実施計画申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付けで認定を受けた改革計画に基づき、もうかる漁業創設支援事業のうち、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知）第1の1の（1）の改革型漁船等の収益性改善の実証事業（又は第1の1の（2）の漁船等の収益性回復の実証事業又は第1の1の（3）の資源管理に伴う他魚種転換等の経営多角化の実証事業）を実施したいので、同要領第1の6の（1）のイの規定に基づき承認を申請します。

記

1. 事業のコンセプト

2. 事業対象漁業種類

3. 実証事業を行う船舶

- (1) 船名及び総トン数 :
- (2) 所有者氏名 :
- (3) 所有者住所 :
- (4) 船團構成 :
- (5) 漁船登録番号 :
- (6) 建造年月日 :
- (7) 建造価格 :
- (8) 造船所の名称及び住所 :
- (9) 購入先 :
- (10) 購入価格 :
- (11) 改造した内容 :
- (12) 改造年月日 :
- (13) 改造価格 :
- (14) 改造した造船所の :
 名称及び住所

※(9)以降は中古船の場合のみ記入。

4. 事業実施期間及び本計画の事業期間

事業実施期間：平成 年 月 日から平成 年 月 日までの 年間（3年以内）

本計画の事業期間：平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

5. 根拠地及び水揚げ港

根 拠 地 :

水揚げ港 :

6. 実証項目

改革計画に記載の取組の内容を記載（別紙可）

7. 事業経費の積算内訳

（用船料等補助分）

（単位：円）

区 分	計 画 額 (国費)	備 考
用船料等補助経費		(積算内訳) (補助対象経費×補助率)
事 業 管 理 費		(積算内訳)
消 費 税		(積算内訳)
事業経費合計		

8. 実施要領第1の1の規定との関係

実施要領第1の1の（1）のア（実施要領第1の4の（2）の沿岸漁業版を選択する場合はその旨もあわせて記載）又は（2）のアから工及び（3）までのいずれに該当するか及びその根拠を記載

※ 別添2－1の12のただし書きの平成25年4月に署名が行われた公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の漁業秩序の構築に関する取決め（以下「日台漁業取決め」という。）が交わされる前の直近3か年のいずれかの事業年度において、日台漁業取決め第2条に規定する取決め適用水域及びその周辺水域（以下「取決め適用水域等」という。）における漁獲物の漁獲量又は漁獲金額のいずれかが当該事業年度における総漁獲量又は総漁獲金額の10%以上を占めている場合は、様式第9を添付すること。

9. 事業経費の積算内訳

(運転経費等助成分)

(単位: 円)

区分	計画額(国費)	備考
人件費		(積算内訳)
燃油費		(積算内訳)
主燃油持込金利		(積算内訳)
餉代		(積算内訳)
魚箱・氷代		(積算内訳)
その他の資材費		(積算内訳)
販売費		(積算内訳)
その他の経費		(積算内訳)
消費税		(積算内訳)
事業経費合計		

【様式第1－2号（養殖業の場合）】

もうかる漁業創設支援事業実施計画申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付けで認定を受けた改革計画に基づき、もうかる漁業創設支援事業のうち、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知）第1の1の（1）の改革型漁船等の収益性改善の実証事業（又は第1の1の（2）の漁船等の収益性回復の実証事業又は第1の1の（3）の資源管理に伴う他魚種転換等の経営多角化の実証事業）を実施したいので、同要領第1の6の（1）のイの規定に基づき承認を申請します。

記

1. 事業のコンセプト

2. 事業対象養殖種類

3. 事業に参加する養殖業者

4. 事業実施期間及び本計画の事業期間

事業実施期間：平成 年 月 日から平成 年 月 日までの 年間（5年以内）

本計画の事業期間：平成 年 月 日から平成 年 月 日までの 年間

5. 養殖漁場

6. 実証項目

改革計画に記載の取組の内容を記載（別紙可）

7. 事業経費の積算内訳

(単位：円)

区分	計画額(国費)	備考
1. 養殖生産契約料等		(積算内訳) (補助対象経費×補助率)
2. 水道光熱代		(積算内訳)
3. 種苗代		(積算内訳)
4. 飼代		(積算内訳)
5. 養殖用資材代		(積算内訳)
6. 器具・備品代		(積算内訳)
7. 魚箱・氷代		(積算内訳)
8. 販売費		(積算内訳)
9. その他の経費		(積算内訳)
10. 2~9の経費に要する消費税		(積算内訳)
11. 事業管理費		(積算内訳)
12. 11の経費に要する消費税		(積算内訳)
事業経費合計		
運転経費等助成分		(積算内訳) 用船料等補助分を除いた額 (1~12の経費-①-②)
用船料等補助分		(積算内訳) ① 1~10の経費の1/5 ② 11~12の経費

【様式第2-1号】

もうかる漁業創設支援事業実施状況報告書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿
(事業主体経由)

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け (番号) で承認のあった改革型漁船等の収益性改善の実証事業 (又は漁船等の収益性回復の実証事業又は資源管理に伴う他魚種転換等の経営多角化の実証事業) の実施状況について、もうかる漁業創設支援事業実施要領 (平成 21 年 4 月 1 日付け 20 水管第 906 号水産庁長官通知) 第 1 の 6 の (2) のアの規定に基づき報告します。

記

1. 事業実施の概要

2. 実証事業に用いた船舶

船名及び総トン数:
所 有 者 氏 名:
所 有 者 住 所:

3. 事業の期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

4. 事業に要した経費

(用船料等補助分)

(単位:円)

区分	計画額	実績額	備考
用船料等補助経費			
事業管理費			
消費税			
事業経費合計			

(運転経費等助成分)

(単位: 円)

区分	計画額	実績額	備考
人件費			
燃油費			
主燃油持込金利			
餌代			
魚箱・氷代			
その他の資材費			
販売費			
その他の経費			
消費税			
事業経費合計			

5. 販売の内訳

販売月	販売数量 (㌧)	販売金額 (円)	備考 (主たる魚種及び水揚港等)
月分			
合計			

注) 運転経費等助成分及び販売の内訳については、確定次第速やかに提出するものとする。

【様式第2－2号】

もうかる漁業創設支援事業実施状況報告書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿
(事業主体経由)

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け（ 番号 ）で承認のあった改革型漁船等の収益性改善の実証事業（又は漁船等の収益性回復の実証事業又は資源管理に伴う他魚種転換等の経営多角化の実証事業）の実施状況について、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知）第1の6の（2）のアの規定に基づき報告します。

記

1. 事業実施の概要

2. 参加した養殖業者

3. 事業の期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

4. 事業に要した経費

(単位：円)

区分	計画額	実績額	備考
1. 養殖生産契約料等			
2. 水道光熱代			
3. 種苗代			
4. 飼代			
5. 養殖用資材代			
6. 器具・備品代			
7. 魚箱・氷代			
8. 販売費			
9. その他の経費			
10. 2～9の経費に要した消費税			
11. 事業管理費			
12. 11の経費に要した消費税			
事業経費合計			
運転経費等助成分			
用船料等補助分			

5. 販売の内訳

販売月	販売数量 (㌧)	販売金額 (円)	備考 (魚種及び主な販売先)
月分			
合計			

【様式第3号】

もうかる漁業創設支援事業実証結果報告書
(各事業期間終了時提出)

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿
(事業主体経由)

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで実施した改革型漁船等の収益性改善の実証事業(又は漁船等の収益性回復の実証事業又は資源管理に伴う他魚種転換等の経営多角化の実証事業)について、もうかる漁業創設支援事業実施要領(平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知)第1の6の(2)のイの規定に基づき報告します。

記

1. 事業実施の概要

2. 事業対象漁業種類

3. 実証事業に用いた船舶等

船名及び総トン数:

所有者氏名:

所有者住所:

※養殖業に係る実証にあっては以下のことを記載

参加した養殖業者:

4. 事業の期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

5. 対証項目毎の取組状況及び収支の検証（1事業期間終了時毎に作成）

大事項	中事項	現状と課題	取組記号・取組内容	見込まれる効果(数値)	取組内容の履行状況	終了時の事業効果(数値)	計画との比較	計画と相違がある場合その要因(理由)

<記入に当たって>

- ・「大事項」「中事項」「現状と課題」「取組記号・取組内容」「見込まれる効果」「見込まれる効果」欄には、認定された改革計画の計画を記入すること。
- ・「取組内容の履行状況」欄には、助成期間において計画した取組の履行内容を記入すること。
- ・「終了時の事業効果」欄には、計画時見込まれていた効果に準じてその実績を記入すること。
- ・「計画との比較」欄には、認定された改革計画と助成計画との比較した結果を記入すること。
- ・「計画と相違がある場合その要因(理由)」欄には、目標を上回った要因、下回った要因を分析し、詳細に記入すること。
- ・原則認定改革計画策定期間の1，2，3，4年次終了後提出（3事業期間最大5ヶ年、収益性回復の取組にあっては2事業期間）

6. 改革計画との比較検証

(全事業期間終了後提出（収益性回復の取組に関しては2事業期間終了時）)

(単位：水揚量はt、その他は千円)

	計画策定時	改革 1年目 計画	1年目 実績	2年目 計画	2年目 実績	3年目 計画	3年目 実績	比較 増減
収水経	量高揚費人燃修漁そ保公販一般	費代費費件油繕具の險公經理費						
償却利益								

※ 計画策定時、1年目から3年目の計画欄においては、認定された改革計画の数値を記載すること。

※ 各年次の実績には、同様の考え方で記載すること。
 ※ 比較増減欄には、同一年次の計画と実績を比較（実績／計画）すること。（少数第3位を四捨五入）（記載例0.95, 1.10など）
 ※ 養殖業に係る実証にあつては、収益については生産量及び生産高を、経費については記載すること。
 ※ また、生産削減計画がある場合は記載すること。

※ 養殖業に係る実証にあつては、「改革1期目」（「2年目」から「3年目」）について記載することができる。
 とし、養殖の開始から出荷までの収入及び経費について記載すること。
 注) 様式第3号の6については、全期間終了時に記載して提出すること。

7. 次世代船建造の見通し
(全事業期間終了時(収益性回復の取組にあつては最大2事業期間)までの経過時点で記載し、当初の改革計画との相違の主な理由を以下に記載)

償却前利益	×	次世代船建造までの年数	>	船価	百万円
百万円					

- ※ 「償却前利益」は、事業期間3ヶ年(収益性回復の取組にあつては最大2事業期間)の取組状況をもとに数値を記載。(数値の根拠を欄外に記載のこと)
※ 「次世代船建造までの年数」及び「船価」は認定改革計画の年次及び金額を記入のこと。
※ 養殖業に係る実証にあつては、「次世代船建造までの年数」を「養殖生け簀等の更新までの年数」とし、「船価」を「養殖生け簀等の取得合計額」として記載のこと。
※ 債却前利益等の増減で次世代船建造の見通しが改革計画と相違がある場合には以下にその要因等を記入すること。

(改革計画との相違等の主な理由)

注) 様式第3号の7については、全事業期間終了時に記載して提出すること。

【様式第4号】

もうかる漁業創設支援事業実証結果報告書
(認定改革計画の計画期間終了時提出)

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿
(事業主体経由)

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日から平成 年 月 日（5事業期間）まで実施した改革型漁船等の収益性改善の実証事業（又は漁船等の収益性回復の実証事業又は資源管理に伴う他魚種転換等の経営多角化の実証事業）について、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知）第1の6の（2）のイの規定に基づき報告します。

記

1. 認定改革計画名称

2. 事業対象漁業種類

3. 実証事業に用いた船舶等

船名及び総トン数：

所有者氏名：

所有者住所：

※養殖業に係る実証にあっては以下のことを記載

参加した養殖業者：

4. 認定改革計画策定期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

5. 実証項目毎の取組状況及び収支の検証（認定改革計画策定期間終了時提出：5事業期間）

大事項	中事項	現状と課題	取組記号・取組内容	見込まれる効果(数値)	取組内容の履行状況	終了時の事業効果(数値)	計画との比較	計画と相違がある場合その要因(理由)

<記入に当たって>

- ・「大事項」「中事項」「現状と課題」「取組記号・取組内容」「見込まれる効果」「取組内容の履行内容」欄には、認定された改革計画の計画を記入すること。
- ・「取組内容の履行状況」欄には、事業期間において計画した取組の履行内容を記入すること。
- ・「終了時の事業効果」欄には、計画時見込まれていた効果に準じてその実績を記入すること。
- ・「計画との比較」欄には、認定された改革計画と事業計画と事業期間終了後の比較した結果を記入すること。
- ・「計画と相違がある場合その要因(理由)」欄には、目標を上回った要因、下回った要因を分析し、詳細に記入すること。

6. 改革計画との比較検証

(改革計画策定期間終了後提出)

(単位：水揚量はt、その他は千円)

計画策定期時	改革 1年目 計画	1年目 実績		2年目 計画		2年目 実績		3年目 計画		3年目 実績		4年目 計画		4年目 実績		5年目 計画		5年目 実績			
		収入	量	水揚費	人件費	油料費	繕修費	具の賃料	保険料	公船料	一般販賣費	理管料	賃料	修理費	人件費	油料費	繕修費	具の賃料	保険料	公船料	一般販賣費
		償却前利益																			

※ 計画策定期時、1年目から5年目の計画欄においては、認定された改革計画の数値を記載すること。

※ 各年次の実績については計画策定期時と同様の考え方で記載すること。

※ 4年次、5年次の実績については、事業期間内であるものの助成対象外であるため、あらかじめ用船契約書等において提出が必要な旨関係者間との合意を行つておくこと。

※ 助成期間終了後にかかる収入及び経費を算出して記載すること。

※ 同様の期間における収入及び経費を算出すれば、収益については生産量及び生産高を、経費については記載すること。

※ 飼養殖業に係る実証にあつては、収益については記載すること。

※ する。また、生産削減計画がある場合は記載すること。

※ 飼養殖業に係る実証にあつては、「改革1期目」(「2年目」を「改革1年目」から「5年目」と記載)とし、養殖の開始から出荷までの収入及び経費について記載することができる。

7. 次世代船建造の見通し
(改革計画策定期間終了時で記載し、当初の改革計画との相違の主な理由を以下に記載)

償却前利益	×	次世代船建造年数	>	船価	百万円
百万円					

- ※ 「償却前利益」は、事業期間5ヶ年の実績などを根拠に数値を記載。（数値の根拠を欄外に記載のこと）
※ 「次世代船建造までの年数」及び「船価」は認定改革計画の年次及び金額を記入のこと。
養殖業に係る実証にあつては、「次世代船建造までの年数」を「養殖生け簀等の更新までの年数」とし、「船価」を「養殖生け簀等の取得合計額」として記載のこと。
※ 償却前利益等の増減で次世代船建造の見通しが改革計画と相違がある場合には以下にその要因等を記入すること。

(改革計画との相違等の主な理由)

【様式第5号】

もうかる漁業創設支援事業助成金交付申請計画書

番 号
年 月 日

事業主体の長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け（番号）で水産庁長官から承認のあった改革型漁船等の収益性改善の実証事業（又は漁船等の収益性回復の実証事業又は資源管理に伴う他魚種転換等の経営多角化の実証事業）について、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知）第2の1の（1）の規定に基づき当該事業期間における助成金交付申請計画を下記のとおり作成したので、御了承願いたく申請します。

記

1. 助成金の総額：

2. 助成金の申請計画

(運転経費等助成分) (単位：円) (用船料等補助分) (単位：円)

申請時期	申 請 額	備考（経費内訳）
計		

申請時期	申 請 額	備考（経費内訳）
計		

【様式第6号】

もうかる漁業創設支援事業助成金交付決定通知書

番 号
年 月 日

事業実施者の長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け（番号）で申請のあった貴〇〇が行う当該事業期間における改革型漁船等の収益性改善の実証事業（又は漁船等の収益性回復の実証事業又は資源管理に伴う他魚種転換等の経営多角化の実証事業）に係る助成金交付申請計画について、申請のとおり交付することを了承したので、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知）第2の1の（2）の規定に基づき通知します。なお、交付要綱第22に定める条件を付すこと。

【様式第7号】

もうかる漁業創設支援事業概算払請求書

番 号
年 月 日

事業主体の長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け（番号）で通知のあった交付決定通知書に基づき、下記のとおり概算払により支払われたく、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知）第2の2の（2）及び第2の4の（1）に基づき請求します。

記

（単位：円）

項目	交付決定額 (a)	既受領額 (b)	今回請求額 (c)	残額 a- (b+c)	備考
合 計					

【様式第8号】

もうかる漁業創設支援事業に係る助成金精算報告書

番年月日

事業主体の長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け（ 番号 ）で水産庁長官から承認のあった、本〇〇が行った、改革型漁船等の収益性改善の実証事業（又は漁船等の収益性回復の実証事業又は資源管理に伴う他魚種転換等の経営多角化の実証事業）について、別紙のとおり水産庁長官に実施状況報告を提出し、それに基づき当該事業に係る助成金の精算報告を下記のとおりまとめたので、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知）第2の2の（5）及び第2の4の（3）に基づき提出します。

記

（単位：円）

項目	事業実績額 (a)	既受領額 (b)	今回請求額 又は 返納額 (c)	既返還額 (d)	備考
合 計					

【様式第9号】

もうかる漁業創設支援事業の額の確定通知書

番年月日

事業実施者の長 殿

住所 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付けで貴〇〇から提出のあった改革型漁船等の収益性改善の実証事業（又は漁船等の収益性回復の実証事業又は資源管理に伴う他魚種転換等の経営多角化の実証事業）に係る助成金精算報告書及び水産庁長官に提出した実施状況報告に基づき、当該事業期間に係る助成金の額は、金 円と確定したので通知する。

また、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知）第2の3の（1）に基づく当該事業に係る返還すべき助成金の額は、下記のとおり定めたので、平成 年 月 日までに助成金を返還されたい。

なお、返還期日を過ぎても助成金の返還がされない場合には、同実施要領第2の4の（7）に基づき、延滞金を課すので予め御了知願いたい。

記

(1) 返還額

区分	金額	備考（積算根拠）
助成金確定額		
販売額		
精算報告に基づく 返納額		
既返還額		
返還額		

(2) 振込先

【様式第10号】

もうかる漁業創設支援事業実施にかかる証明書

○○漁業協同組合
代表理事組合長 ○○ ○○ 殿
沖縄県漁業協同組合連合会
代表理事長 ○○ ○○ 殿
沖 縄 県 知 事 殿

もうかる漁業創設支援事業の実施にあたり、証明及び確認を受けたく、別紙を添付して申請いたします。

平成 年 月 日

申 請 者 住 所
氏 名 ○○ ○○ 印
(法人名)

上記の者は、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成21年4月1日20水管第2906号水産庁長官通知）の別添2-1の12のただし書きに定める要件に該当する者であることを証明する。

平成 年 月 日

○○漁業協同組合
代表理事組合長 ○○ ○○ 印
沖縄県漁業協同組合連合会
代表理事長 ○○ ○○ 印

上記について正確であることを確認する。

平成 年 月 日

沖 縄 県 知 事 ○○ ○○ 印

別 紙

1 事業対象漁業種類

2 取決め適用水域等での操業依存割合

区分	年度	年度	年度
総漁獲量 A	kg	kg	kg
うち、取決め適用水域等分 B	kg	kg	kg
依存割合 B/A × 100	%	%	%
総漁獲金額 C	千円	千円	千円
うち、取決め適用水域等分 D	千円	千円	千円
依存割合 D/C × 100	%	%	%

- (注) 1 原則として、日台漁業取り決めが交わされる前の直近3か年の実績を記載すること。
ただし、総漁獲量又は総漁獲金額の取決め適用水域等における操業依存割合が10%を超える年度のみの記載でも差し支えないものとする。
なお、実績の算定期間は、事業年度とする。
- 2 漁獲成績報告書等の参考となる資料を添付すること。

【別添 1 - 1】

もうかる漁業創設支援事業用船料等算定基準

漁業構造改革推進事業の事業実施者が認定改革計画に基づき実施するもうかる漁業創設支援事業の用に供する船舶を用船する場合の用船料等は、特別の事情により別に定める場合を除くほか、以下の 1 から 11までのそれぞれの額を合計したものとする。

1. 減価償却費

減価償却費＝当該船舶の帳簿価額×償却率

なお、耐用年数が満了した場合においては、減価償却費の算定は行わない。

耐用年数：減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「省令」という。）別表第 1 のとおりとする。

償却方法：定率法（省令第 5 条）とする。

ただし、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得をされた船舶については、旧定率法（省令第 4 条）とする。

償却率：省令別表第 10 のとおりとする。

ただし、平成 19 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に船舶を取得し、又は実施要綱第 3 の 1 の（1）のイの（ウ）に基づく改革計画の認定を受けた場合は、省令別表第 9 のとおりとし、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得された船舶については、省令別表第 7 のとおりとする。

2. 金利（建造借入金に係る金利）

金利＝当該船舶の帳簿価額×長期プライムレート

長期プライムレート：直近の長期プライムレートを適用する。

3. 損害保険料

損害保険料は、当該船舶が加入している船舶保険（普通損害保険、漁船船主責任保険及び特殊保険）及び漁業施設共済の実績額とする。

4. 公租公課（固定資産税）

（1）主として遠洋区域を航行区域とする船舶として総務省令で定めるもの（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 349 条の 3 第 5 項）

公租公課＝当該船舶の帳簿価額 × 1 / 6 × 1.4 / 100

（2）上記ア. 以外のもの（地方税法 第 349 条の 3 第 6 項）

公租公課＝当該船舶の帳簿価額 × 1 / 2 × 1.4 / 100

5. 修繕費

修繕費 = (建造価格又は購入価格に改造費を加えた額) × 修繕费率

修繕费率: 下表の修繕费率

(修繕费率表)

経過年数	修繕费率	経過年数	修繕费率	経過年数	修繕费率
0.5年	0.0200	6年	0.0855	12年	0.1521
1	0.0300	7	0.0966	13	0.1632
2	0.0411	8	0.1077	14	0.1743
3	0.0522	9	0.1188	15~	0.1854
4	0.0633	10	0.1299		
5	0.0744	11	0.1410		

6. 消耗品費

消耗品費は、原則として前年度支払実績単価を参考に当該年度予定単価を算定し、当該年度の実証事業による使用見込（期間）を乗じて得た額とする。

7. 漁具等償却費

漁具等償却費は、漁具及び搭載機器等の償却費（漁具、機器ごとに設定）の合計額とする。

8. 補助油

補助油は、原則として前年度支払実績単価を参考に当該年度予定単価を算定し、当該年度の調査による使用見込（期間）を乗じて得た額とする。

9. 通信費

通信費の算定は、原則として前年度支払実績単価を参考に当該年度予定単価を算定し、当該年度の調査による使用見込（期間）を乗じて得た額とする。

10. 一般管理費

一般管理費は、上記1から9までの金額及び別添2-1の「2 人件費」「4 主燃油持込金利」の合計額に8%を乗じて得た額とする。

11. 消費税

消費税は、上記1から10までの金額、別添2-1の「2 人件費」「4 主燃油持込金利」の合計額に8%を乗じて得た額とする。

なお、消費税率が変更された際には、当該税率が適用される期間については、上記1から10までの金額の合計額に当該税率を乗じて得た額とする。

【別添 1 - 2】

もうかる漁業創設支援事業養殖生産契約料等算定基準

漁業構造改革推進事業の事業実施者が認定改革計画に基づき養殖生産を行う養殖業者と養殖生産契約等を締結する場合の養殖業者に支払う養殖生産契約料等の算定については、特別の事情により別に定める場合を除くほか、この基準の定めるところによる。

1. 養殖筏等の施設、漁船等（以下「施設等」という。）の減価償却費

減価償却費＝当該施設等の帳簿価額×償却率

なお、耐用年数が満了した場合においては、減価償却費の算定は行わない。

耐用年数：減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。）別表第1及び第2のとおりとする。

償却率：省令別表第8又は第10のとおりとする。

ただし、平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得をされた施設等については、省令別表第8又は第9のとおりとし、平成19年3月31日以前に取得をされた施設等については、省令別表第7のとおりとする。

2. 金利（施設等購入借入金に係る金利）

金利＝当該施設等の帳簿価額×長期プライムレート

長期プライムレート：直近の長期プライムレートを適用する。

3. 損害保険料（漁業施設共済掛金を除く）

損害保険料は、施設等が加入している損害保険（普通損害保険、漁船船主責任保険及び特殊保険等）の実績額とする。

4. 公租公課（固定資産税）

（1）主として遠洋区域を航行区域とする船舶以外の船舶で、総務省令で定めるものを除くもの（地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3第6項）

公租公課＝漁船の帳簿価額× $1/2 \times 1.4 / 100$

（2）上記（1）以外の固定資産

当該施設等に対して課される固定資産の額

5. 施設等利用料

施設等の利用料として当該施設等の所有者に支払う金額とする。

ただし、水産業協同組合が所有する共同利用施設等を組合員が利用する場合にあっては、施設等の利用料として当該施設等の所有者に支払う金額又は当該施設等について上記1から4までにより算定された額を利用者により按分した金額のいずれか低い方の金額とする。

6. 修繕費

修繕費 = (建造価格又は購入価格に改造費を加えた額) × 修繕费率

修繕费率: 下表の修繕费率

(修繕费率表)

経過年数	修繕费率	経過年数	修繕费率	経過年数	修繕费率
0.5年	0.0200	6年	0.0855	12年	0.1521
1	0.0300	7	0.0966	13	0.1632
2	0.0411	8	0.1077	14	0.1743
3	0.0522	9	0.1188	15~	0.1854
4	0.0633	10	0.1299		
5	0.0744	11	0.1410		

7. 補助油

補助油は、原則として前年度支払実績単価を参考に当該年度予定単価を算定し、当該年度の調査による使用見込（期間）を乗じて得た額とする。

8. 養殖用漁具等償却費

養殖用漁具等の償却費は、漁具及び設備等の償却費（漁具、設備ごとに設定）の合計額とする。

9. 漁業権行使料

漁業権行使規則に基づき、漁業権の管理に要する経費の負担として、免許を受けている漁業協同組合に支払う行使料等の額とする。

10. 漁業共済掛金

漁業共済掛金のうち、養殖業者が負担する額とする。

11. 人件費

認定改革計画に基づき算出される人件費とする。

12. 一般管理費

一般管理費は、上記1から11までの金額の合計額に8%を乗じて得た額とする。

13. 消費税

消費税は、上記1から12までの金額の合計額に8%を乗じて得た額とする。

なお、消費税率が変更された際には、当該税率が適用される期間については、上記1から12までの金額の合計額に当該税率を乗じて得た額とする。

注) 1から4までは養殖生産契約等を締結する養殖業者自らが所有する施設等、5は契約等を締結する養殖業者以外の者が所有する施設等に限る。

【別添2－1】

もうかる漁業創設支援事業の費用の範囲（漁業の場合）

助成金対象経費	経費の具体的な内容	助成金
1 用船料等補助経費	<p>以下に定める額の範囲内とし、予算の範囲内において交付するものとする。</p> <p>① 改革型漁船等の収益性改善の実証事業については別添1－1の用船料等算定基準のとおり算定した額（以下、「用船料等」という。）に1／3を乗じた額（強度資源管理タイプの場合及びかつお・まぐろ類の国際的な漁業管理が行われている種を対象とする場合であって複数のオブザーバーを乗船させることができが可能な漁船を用いて科学・操業に関するデータ収集やその提供に取り組む場合にあっては1／2を乗じた額）</p> <p>② 漁船等の収益性回復の実証事業については用船料等に1／3を乗じた額（強度資源管理タイプの場合にあっては1／2を乗じた額）。ただし、第1の6の（1）のイにおける提出時に選択することにより、用船料等に2／3を乗じた額とすることができる。</p> <p>③ 資源管理又は国際漁業再編対策に伴う他魚種転換等の経営多角化の実証事業については用船料等に1／2を乗じた額。ただし、改革型漁船を用いない場合、第1の6の（1）のイにおける提出時に選択することにより、用船料等に2／3を乗じた額とすることができる。</p> <p>なお、事業実施者自らが、認定改革計画に基づいて、改革型漁船等の収益性改善の実証事業又は漁船等の収益性回復の実証事業又は資源管理又は国際漁業再編対策に伴う多魚種転換等の経営多角化の実証事業に取り組む場合にも、操業費用として上記①から③までのそれぞれの場合と同様の経費を助成金対象経費とする。</p>	用船料等補助金
2 人件費	<p>人件費は、給与費、航海日当、食料費、船員保険料及び福利厚生費の額の合計額とし、当該船舶に乗船予定の船員毎の前年実績額にベースアップ率を乗じて得た額を基準とする。</p> <p>ただし、外地を基地とする場合には、予備船員の給与及び船員交替旅費を算入することができるほか、</p>	運転経費等助成金

	認定改革計画に基づく人件費の範囲内の額とすることができる。	
3 燃油費	当該実証事業の実施のために要した運航に係る重油、軽油等の油代	
4 主燃油持込金利	<p>主燃油持込金利 = 最大積載量 × 0.8 × 単価 × 短期プライムレート</p> <p>単価：A重油（バージ渡し）京浜地区の直近の金額（デジタル物価版）を適用する。</p> <p>短期プライムレート：直近の短期プライムレートを適用する。</p>	
5 飼代	漁獲に要したえさ代（撒き餌含む）	
6 氷代	船上及び陸上（市場内に限る）での漁獲物鮮度保持に要した氷代	
7 魚箱代	船上及び陸上で漁獲物の運搬・選別・出荷・販売に要した容器代	
8 その他の資材費	船上及び陸上（市場内に限る）での漁獲物鮮度保持に要した資材費（氷代を除く）並びに船上及び陸上で漁獲物の運搬・選別・出荷・販売に要した資材費（魚箱代を除く）	
9 販売費	<p>市場売りの場合における当該市場の市場手数料等、販売のために要した経費</p> <p>他の場合には、販売金額の5%以内</p>	
10 その他の経費	当該実証事業の実施のために要した上記以外の経費で、水産庁長官が特に認めたもの	
11 消費税	3及び5から10までの経費に要した消費税額	
12 事業管理費	<p>当該実証事業を運営するために必要な事業管理費とし、事業全体の2%以内</p> <p>ただし、平成25年4月に署名が行われた公益財団法人交流協会と亞東関係協会との間の漁業秩序の構築に関する取決め（以下「日台漁業取決め」という。）が交わされる前の直近3か年のいずれかの事業年度において、日台漁業取決め第2条に規定する取決め適用水域及びその周辺水域（以下「取決め適用水域等」</p>	用船料等補助金

	という。) における漁獲物の漁獲量又は漁獲金額のいずれかが当該事業年度における総漁獲量又は総漁獲金額の10%以上を占めている旨の漁業協同組合又は沖縄県漁業協同組合連合会(やむを得ない場合には、市町村長)の証明を受け、当該証明について沖縄県知事の確認を受けた漁業者が実証事業を行う場合、又は、沿岸漁業版及び第1の1の(3)について実証事業を行う場合であって、新たに経理事務員を置く場合には、当該事務員に係る人件費を加算できる。	
13 消費税	12の経費に要した消費税額	

【別添 2-2】

もうかる漁業創設支援事業の範囲の額（養殖業の場合）

助成金対象経費	経費の具体的な内容	助成金
1 養殖生産契約料等	別添1-2の養殖生産契約料等算定基準のとおり。 なお、事業実施者自らが、認定改革計画に基づいて実証事業に取り組む場合にも、同様の経費を助成金対象経費とする。	①用船料等補助金：1～10の経費の総額（以下、「生産契約料等算定額」という。）の1/5以内（以下、「生産契約料等補助額」という。）
2 水道光熱代	養殖生産のために要した、水道、電気、ガス、燃油等の購入代金	②運転経費等助成金：①を除いた額
3 種苗代	養殖用の種苗購入代金及び真珠核購入代金（採苗用母貝及び原藻等の代金を含む。）	
4 飼代	養殖生産のために要した餌の購入代金	
5 養殖用資材代	網、ロープ、浮子、医薬品等養殖生産のために要した資材の購入代金	
6 器具・備品代	養殖生産のために要した、器具・備品等の購入代金（1件につき50万円未満のものに限る。）	
7 魚箱・氷代	養殖生産物の運搬・選別・出荷・販売に要した魚箱等の資材及び養殖生産物の鮮度保持に要した氷等の資材の購入代金	
8 販売費	市場売りの場合における当該市場の市場手数料等販売のために要した経費 その他の場合には、販売金額の5%以内	
9 その他の経費	この事業の実施のために要した上記以外の経費で、水産庁長官が特に認めたもの	
10 消費税	2から9までの経費に要した消費税額	

1 1 事業管理費	この事業を運営するために必要な事業管理費とし、事業全体の 2 %以内ただし、第 1 の (3) について実証事業を行う場合であって、新たに経理事務員を置く場合には、当該事務員に係る人件費を加算できる。	用船料等補助金
1 2 消費税	11の経費に要した消費税額	

【参考：用船等契約書等の例】

用船契約書等の例（案）

○○漁業協同組合（以下「甲」という。）と○○（以下「乙」という。）は、甲が「もうかる漁業創設支援事業」を実施するに当たり、漁業操業に関し、次のとおり契約を締結する。

（漁業操業）

第1条 乙は、○○改革計画（認定日： 年 月 日）に基づいて漁業操業を実施する。

2 乙は、実施要綱、要領の定めに従うとともに、甲から求められた場合は当該事業に係る証拠書類の提出及び報告等を遅延無く行うものとする。

（期間）

第2条 契約期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

（使用漁船等）

第3条 ○○改革計画に基づいて乙が行う漁業操業に必要な次に掲げる船舶（以下「漁船」という。）は、乙において手配し、本契約に基づく漁業操業を開始する前に甲の確認を受けるものとする。

船 名：	機関の種類及び馬力数：
総 ト ン 数：	無線設備の有無：
漁 業 種 類：	信 号 符 字：
漁 船 登 錄 番 号：	船 籍 港：
船 舶 番 号：	燃油最大積載量：
進 水 年 月 日：	船 舶 の 使 用 権：（使用貸借権又は自己所有船）
船 質：	

2 乙は、漁船に次に掲げる資格及び数の乗組員を乗船させ、欠員が生じた場合は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（資格名称） （船名： ）（船名： ）（合 計）

船長	1	1	2
機関長	1	1	2
一等航海士	1	0	1

その他の乗組員	10	5	15
合 計	○○	○○	○○

3 乙は、漁船の乗組員が操業に専念し、最善の努力を払うよう管理を行うものとする。

4 この契約締結に伴う漁船の漁業操業開始の場所は○○港とする。

5 漁業操業開始の際、漁船の燃油積載量は、甲及び乙が立合の上確認するものとする。

6 漁業操業期間満了に伴う漁業操業終了の場所は○○港とする。ただし、甲及び乙が協議して変更できるものとする。

7 第8条の規定により解約した場合の漁業操業終了場所は、甲が原則として漁業操業終了の日

の 7 日前までに乙に通知するものとする。

(費用等)

第4条 ○○改革計画に基づいて乙が行う漁業操業に必要な漁業操業期間中の漁船の運航に要する人件費、燃油、魚箱、氷その他の事業に係る資材（個人的消費に供されるものを除く。）に要する費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項の甲の負担を除く一切の費用は、乙が負担するものとする。
- 3 使用終了の際、甲及び乙が立合の上積載中の燃油の数量を確認し、前条第5項の規定により甲が確認した数量に不足する場合には、甲はその不足する数量の燃油を乙に返還するものとし、その数量を超える場合には、乙はその超える数量に相当する金額を甲に支払うものとする。

(漁獲物の取扱等)

第5条 本契約に基づく漁業操業によって得られた漁獲物は、甲が認定改革計画に基づいて販売するものとする。

- 2 乙は、善良なる管理者の注意をもって前項の漁獲物及びその製品を管理するものとする。

(漁業操業費用の支払い)

第6条 本契約による漁業操業費用は、1箇月につき金「千円」とし、甲は、漁業操業費用として、1箇月につき金「千円」（うち消費税額円）を乙に支払う。

- 2 前項の消費税及び地方消費税の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）の第72条の82及び第72条の83の規定により算出したものとする。
- 3 1か月に満たない漁業操業費用は日割計算とし、24時間未満の端数は1日として計算する。ただし、日割計算した額に1円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。
- 4 漁業操業費用について、甲は乙と協議の上、乙から適法な支払い請求書を受理した日から30日以内に全部又は一部を支払うものとする。
- 5 乙又は乙の責に帰すべき者の故意又は重大な過失により漁業操業を中止したときは、その中止した日数に応じ日割計算により算出した金額を第1項に定める額から減ずるものとする。ただし、日割計算した額に1円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。
- 6 甲は、故意又は過失により支払期日までに漁業操業費用を支払わなかった場合には、完済の日まで法定の遅延利息を乙に支払うものとする。
- 7 本操業期間終了後、本契約に基づく漁業操業によって得られた漁獲物の販売金額から甲が返還する助成金額を差し引いた後の残額については、第1項において決められた漁業操業費用の残額の支払いに充てることができるものとする。
- 8 第1項及び前項において甲から乙に支払われた金額で賄えない漁業操業費用については、乙の負担とする。

(不可抗力の免責等)

第7条 不可抗力により漁船が使用不能となった場合には、甲乙協議の上操業を終了するものとする。

- 2 前項の場合、甲は乙に実際に運航した日までに要した第6条に定める漁業操業費用を支払うものとする。
- 3 乙又は乙の責に帰すべき者の故意又は過失により第三者に与えた損害については、乙が負担するものとする。

(解約)

第8条 次の各号に掲げる場合には、甲は乙に対して解約の申入れをすることができる。

- (1) 乙がストライキ等により連続して20日以上の間運航しなかったとき。
 - (2) 乙がこの契約の条項に違反したとき。
 - (3) 甲がこの契約を必要としなくなったとき。
 - (4) 自然災害等、漁船の乗組員の責に帰さない事由による場合を除き、操業状況が著しく好ましくないとき。
 - (5) 「もうかる漁業創設支援事業実施要領」(平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知)第1の5の規定により、水産庁長官から甲に対して当該事業の中止を命ぜられたとき。
- 2 甲が前項の規定により解約の申入れをしたときは、その解約の申し入れをした際甲が指定した日に、この契約は終了する。
- 3 前項の場合、甲乙協議の上、精算を行うものとする。

(事情変更)

第9条 経済事情その他契約締結当時の事情に著しい変化が生じたときは、甲乙協議の上、この契約の内容を変更することができる。

(秘密保持)

第10条 甲及び乙は、本契約に関連して知り得た他の当事者の技術上・経営上の一切の秘密を外部に漏洩しないよう厳重に管理するものとし、他の当事者の書面による承諾がない限り、第三者に開示してはならない。

(別途協議)

第11条 この契約に規定のない事項については、甲乙の協議の上、決定するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙各1通保有する。

平成 年 月 日

甲 ○○県○○○
○○漁業協同組合
代表理事 ○ ○ ○ ○

乙 ○○県○○○
○○○○

【参考：養殖生産契約書等の例】

○○の養殖生産に関する契約書（案）

○○漁業協同組合（以下「甲」という。）と○○（以下「乙」という。）は、甲が「もうかる漁業創設支援事業」を実施するに当たり、○○の養殖生産に関し、次のとおり契約を締結する。

（○○の生産）

第1条 乙は、甲が策定した改革計画に基づいて○○の養殖生産を行い、得られた生産物を全て甲に納入するものとする。

（期間）

第2条 契約期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

（養殖用施設等）

第3条 改革計画に基づいて乙が行う○○の養殖生産活動に必要な筏等の施設及び漁船（以下「養殖用施設等」という。）は、乙において手配し、本契約に基づく養殖生産を開始する前に甲の確認を受けるものとする。

- 2 乙は、善良なる管理者の注意をもって、使用する養殖用施設等を維持しなければならない。
- 3 第1項の規定によって甲の確認を受けた養殖用施設等が使用不能となった場合においては、乙は、速やかに、その旨を甲に通知するとともに、これに代わる養殖用施設等を手配し甲の確認を受けるものとする。

（資材等）

第4条 改革計画に基づいて乙が行う○○の養殖生産活動に必要な種苗、餌、燃油その他の資材及び器具・備品（個人的消費に供されるものを除く。以下「資材等」という。）は、甲の負担により、乙に供給するものとする。

- 2 乙は、必要とする資材等の数量を○日前までに書面によって甲に対し通知し、甲は書面を受領後、速やかに要求された資材等を乙に引き渡さなければならない。
- 3 乙は、甲から資材等の引渡しを受けたときは、甲に対して受領証を交付するものとする。
- 4 乙は、甲から資材等の引渡しを受けた後、資材等を善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければならず、これらを本契約に基づく養殖生産活動にのみ使用するものとし、第三者に対して、譲渡若しくは貸与し、又は担保に供してはならない。
- 5 乙は、甲から種苗の引き渡しを受けた後、これを適切に管理するものとし、養植物に體（へい）死又は疾病等が発生したときは、直ちに、甲にその状況を報告し、甲乙協議の上対応を決定するものとする。
- 6 甲より引渡しを受けた資材等（種苗及び養植物を除く。）が滅失又は毀損したときは、乙は、直ちに、甲にその状況を通知し、甲の指示に従うものとする。
- 7 前項の滅失又は毀損が、乙の責めに帰すべき事由によって生じたときは、乙は、甲にその賠償金を支払わなければならない。
- 8 乙は、甲から引き渡しを受けた資材等の使用状況について甲から報告を求められたときは、速やかに、甲に報告するものとする。

9 乙は、甲から引き渡しを受けた資材等のうち、契約期間終了時において未使用のものについては、速やかに、これを甲に返納しなければならない。

(生産物の取扱)

第5条 本契約に基づく養殖生産によって得られた生産物は、甲が認定改革計画に基づいて販売するものとする。

(検品)

第6条 甲は、生産物を受領後、速やかに、規格及び数量の検査を行い、乙にその結果を通知するものとする。

(生産費用の支払い)

第7条 甲は、○○の養殖生産費用として、金「 」（うち消費税額 円）を乙に支払う。

2 前項の消費税及び地方消費税の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）の第72条の82及び第72条の83の規定により算出したものである。

3 甲は、乙から適法な支払い請求書を受理した日から○日以内に、生産費用の支払いを行うものとする。

4 乙又は乙の責に帰すべき者の故意又は重大な過失により生産作業を中止したときは、その中止した日数に応じ日割計算により算出した金額を第1項に定める額から減ずるものとする。ただし、日割計算した額に1円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

5 甲は、故意又は過失により支払期日までに養殖生産費用を支払わなかった場合には、完済の日まで法定の遅延利息を乙に支払うものとする。

(解約)

第8条 次の各号に掲げる場合には、甲は乙に対して解約の申入れをすることができる。

- (1) 乙がこの契約の条項に違反したとき。
 - (2) 第3条第3項に規定する場合において、乙がこれに代わる養殖用施設等を手配できないとき。
 - (3) 自然災害その他生産活動に従事する者の責に帰さない事由による場合を除き、生産状況が著しく好ましくないとき。
 - (4) 「もうかる漁業創設支援事業実施要領」（平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知）第1の5の規定により、水産庁長官が甲に対して当該事業の中止を命じたとき。
- 2 甲が前項の規定により解約の申入れをしたときは、その解約の申し入れをした際甲が指定した日に、この契約は終了する。
- 3 前項の場合、甲乙協議の上、精算を行うものとする。

(事情変更)

第9条 経済事情その他契約締結当時の事情に著しい変化が生じたときは、甲乙協議の上、この契約の内容を変更することができる。

(秘密保持)

第10条 甲及び乙は、本契約に関連して知り得た他の当事者の技術上・経営上的一切の秘密を

外部に漏洩しないよう厳重に管理し、他の当事者の書面による承諾がない限り、第三者に開示してはならない。

(別途協議)

第11条 この契約に規定のない事項については、甲乙の協議の上、決定するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙各1通保有する。

平成 年 月 日

甲 ○○県○○○
○○漁業協同組合
代表理事 ○ ○ ○ ○

乙 ○○県○○○ ○○○○

